

公布された規則のあらまし

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 18 号）

- 1 博物館及び美術館協議会の委員、九州陶磁文化館協議会の委員、名護屋城博物館協議会の委員、佐賀城本丸歴史館協議会の委員及び図書館協議会の委員の報酬日額及び旅費の額を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 19 号）

- 1 政策部の政策課及び企画課を廃止し、総務部の統計分析課を政策部に、地域交流部の市町支援課を総務部に移管し、産業労働部の産業企画課及び経営支援課を統合しその名称を産業政策課に改め、危機管理・報道局の消防防災課の名称を危機管理防災課に、同局の危機管理・報道課の名称を報道課に、文化・スポーツ交流局の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企画課の名称を S A G A 2 0 2 3 総務企画課に、同局の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技式典課の名称を S A G A 2 0 2 3 競技式典課に改め、同局に S A G A 2 0 2 3 施設調整課を置くこととした。（第 3 条関係）
- 2 危機管理防災課、報道課、人事課、S A G A 2 0 2 3 競技式典課、くらしの安全安心課、循環型社会推進課、農山漁村課、農地整備課及び会計課の分掌事務の一部を改め、S A G A 2 0 2 3 施設調整課及び産業政策課の分掌事務を定めることとした。（第 5 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条関係）
- 3 長寿社会課の地域包括ケア推進室を廃止し、危機管理防災課に消防保安室及び防災航空センター準備室を、医務課に医療人材政策室を、産業政策課に D X ・スタートアップ推進室を置くこととした。（第 19 条関係）
- 4 政策部に政策調整監（甲）を、総務部に税政総括監を置くことができることとした。（第 22 条）
- 5 危機管理防災課防災航空センター準備室に運航安全管理監を置くことができることとした。（第 23 条）
- 6 医務課の地域医療支援主幹を廃止し、危機管理防災課防災航空センター準備室に隊長及び副隊長を置くことができることとした。（第 24 条及び第 25 条関係）
- 7 政策部に、政策部長、政策総括監、政策調整監（甲）、調整監及びさがデザイン総括監を補佐するため、政策調整監（乙）、さがデザイン推進監、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができることとした。（第 27 条の 2 関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 10 佐賀県県税条例施行規則ほか 3 規則について、所要の改正を行うこととした。